

横浜市教育委員会
臨時会会議録

- 1 日 時 平成30年3月16日（金）午後2時00分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 岡田教育長 大場委員 間野委員 長島委員 宮内委員 中村委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教 育 委 員 会 臨 時 会 議 事 日 程

平成 30 年 3 月 16 日（金）午後 2 時 00 分

- 1 会議録の承認
- 2 一般報告・その他報告事項
矢上小学校（港北区）のデジタルブックを活用した取組について
- 3 審議案件
教委第 87 号議案 「横浜市立学校 教職員の働き方改革プラン」について
教委第 88 号議案 横浜市教育委員会情報セキュリティ管理規程の一部改正について
教委第 89 号議案 横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について
教委第 90 号議案 横浜市立子安小学校プールの管理運営に関する規則の制定について
教委第 91 号議案 横浜市教育委員会公印規則の一部改正について
教委第 92 号議案 横浜市教育文化センター条例施行規則の一部改正について
教委第 93 号議案 視聴覚教材機材の貸出に関する規則の一部改正について
教委第 94 号議案 学校運営協議会の設置について
教委第 78 号議案 【継続審議】学校運営協議会の委員の任命について
教委第 95 号議案 学校運営協議会の委員の任命について
教委第 96 号議案 教育委員会事務局職員等の人事について
教委第 97 号議案 教職員の人事について
- 4 その他

[開会時刻：午後2時00分]

岡田教育長

それでは、ただいまから、教育委員会臨時会を開会いたします。

初めに、会議録の承認を行います。2月13日の会議録の署名者は長島委員と中村委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正等を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。

なお、3月2日の教育委員会定例会及び3月12日の教育委員会臨時会の会議録につきましては、準備中のため、次回以降に承認することといたします。

次に、議事日程に従い、教育次長から一般報告を行います。

小林教育次長

【一般報告】

1 市会関係

- 3/6 予算第一特別委員会（局別審査）
- 3/14 本会議（第5日）追加議案上程・質疑・付託
- 3/15 こども青少年・教育委員会

教育次長の小林です。それでは、報告いたします。

まず、市会関係ですが、3月6日に予算第一特別委員会局別審査が行われ、教育委員会関係の予算案の審査が行われました。

3月14日には、本会議第5日目が行われ、追加議案の上程・質疑・付託が行われました。

3月15日には、こども青少年・教育委員会が開催され、教育委員会関係の審査が行われました。議案として「平成30年度横浜市一般会計予算の教育委員会関係部分」など3件の審査が行われたほか、「横浜市立学校教職員の働き方改革プラン案について」など3件の報告をさせていただきました。

2 市教委関係

(1) 主な会議等

- 3/4 平成29年度横浜市教育委員会表彰式・横浜優秀教員表彰式
- 3/7 第45回マーチングバンド全国大会最優秀賞受賞校による市長訪問
- 3/12 平成29年度横浜市優秀教育実践校表彰式
- 3/6～3/16 卒業式関係

(2) 報告事項

- 矢上小学校（港北区）のデジタルブックを活用した取組について

次に、市教委関係の主な会議等でございますが、3月4日に横浜市教育委員会表彰式・横浜優秀教員表彰が横浜サイエンスフロンティア高等学校で行われ、教育長及び教育委員が出席いたしました。まず、第1部教育委員会表彰では、児童生徒の部118名、26団体を、成人の部では39名、9団体を表彰いたしました。続

く、第2部の優秀教員表彰では最優秀教員4名、優秀教員35名、優秀教員奨励賞14名、優秀チーム賞11チームを表彰いたしました。

3月7日には、第45回マーチングバンド全国大会において最優秀賞を受賞した潮田中学校マーチングバンド部による市長訪問があり、岡田教育長が出席いたしました。潮田中学校は、全国大会において金賞を受賞し、更に、その中でも最優秀賞という輝かしい成績を収めています。

3月12日には、平成29年度横浜市優秀教育実践校表彰式が行われ、市立学校全校の中から10校を選出し、優秀教育実践校として岡田教育長から表彰いたしました。

続いて、卒業式関係ですが、3月6日から本日午前中まで、小中学校をはじめ各校種で卒業式が行われており、教育長及び教育委員が出席し、挨拶を行っております。

次に、報告事項として、この後、所管課から港北区矢上小学校のデジタルブックを活用した取組について、報告させていただきます。

私からの報告は以上です。

岡田教育長

報告が終了いたしました。御質問等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

特に御質問がなければ、次に港北区矢上小学校のデジタルブックを活用した取組について、所管課から御報告いたします。

前田北部学校教育事務所長

北部学校教育事務所の前田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。学校の特色ある取組として、今回は港北区の矢上小学校の3年生の社会科で地域の身近な材を基にした主体的な学びの取組について、お話をさせていただきましたと思います。概要については池田首席主事から説明いたします。

池田首席指導主事

北部学校教育事務所首席の池田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

矢上小学校では、3年生の社会科の学習の「農家の仕事」という単元で、日吉のいちじくを取り上げて学習を進めています。

この単元では、地域の販売や生産に関する仕事について調べ、その仕事の特色や他地域との関わりについて理解することを目標としておりますが、担任の先生方のより身近な農家を扱ったほうが児童にとって良いという思いから、学区内でただ1軒となってしまった杉崎さんのいちじく農家を取り上げることになりました。

今年度は4月から毎月農家の方を訪れて取材をして、作業の様子や農家の方の話を動画で収録し、デジタルブックとしてまとめ、今後も活用できる資料づくりを進めています。デジタルブックでは、いちじくの3D映像を見ることができたり、杉崎さんの紹介を見ることができたりするほか、農事暦や毎月の農作業映像、収穫後の出荷先のことや昔の様子、綱島の桃や綱島のシクラメンなど、その他の地域の農業の紹介も見ることができます。

子供たちは、実際に杉崎さんのいちじく畑を見学するとともに、タブレット端末を2人組で操作し、自由に調べながら学習を進めてきました。保護者の方にも取組の様子が伝わり、学校にも保護者からうれしい感想が届けられております。

このタブレット端末を使用した学習効果ですが、大きく2つございます。1つは積極的な調べ活動を展開することができたことです。各自の関心、進度に合わせて繰り返す、確かめる、まとめるということが保障されました。また、タブレ

ットで見た画像や映像による、実際の見学に対しての意欲が大変高まりました。また、様々な感覚を使った学習活動へつながっていききました。

2つ目としまして理解の深まりでございますが、学習に対する満足感の向上、インタビューや農作業の様子を動画で繰り返し見ることによる、理解の深まりがございました。また、ほかの単元、ほかの教科でもタブレットを使った学習をしたいというような意欲が向上いたしました。

裏面にはこのデジタルブックの活用方法と内容を順番でお示ししております。右下の授業の様子、子供の感想ですが、「インタビューや作業の様子を動画で繰り返し見ることができた」、「農作業の様子を動画で具体的に捉えることができた」、「3Dデータや時期の違う2つの写真比べなど、手を使って操作するコンテンツがいくつかあり、『見る・読む』だけでない学習活動に、驚きを持って参加した」、あるいは「本当の畑を見てみたいという、見学への意欲を高めた」、「初めていちじくを食べてみた、いちじくのジャムを買ったという児童が多数おり、いちじくという果物への認識が高まった」と、このような効果が報告されております。

私からは以上でございます。よろしく願いいたします。

岡田教育長

説明が終了いたしました。デジタルブックを使った授業ということで、何か御質問等がございましたらお願いいたします。

間野委員

説明をありがとうございます。

タブレット端末の活用ということなのですが、「2人組で操作し」ということは、2人で1台ということなのですね。

池田首席指導
主事

はい。

間野委員

これはどんな狙いがあるのでしょうか。

池田首席指導
主事

今横浜市では児童用に10台、教師用に1台、11台が基本で配当されております。この矢上小学校は校費で10台買って21台ですので、全員には行き渡っていないという現状で、2人組でやっております。

間野委員

台数がないから仕方なしで、あるけれども2人で1台にしたわけではないのですね。

池田首席指導
主事

そうですね。

間野委員

では、本当は1人1台ずつあるほうが望ましいのですね。

池田首席指導
主事

やはり望ましいかと思います。

間野委員

分かりました。

岡田教育長

はい、どうぞ。

宮内委員	<p>本を読まない子供が増えている昨今、デジタルブックでもいいから、もしくはデジタルブックがいいから、活字に積極的にアクセスする習慣をぜひつけさせていきたい。私は個人のiPhone、iPadを授業に持ち込んで、授業中分からないところを検索することを認めるべきだろうと考えます。多分大きな混乱があり、現場では異なる意見が多いのではないかと思います。世の中の情報を取得する時間はますます短縮します。言葉も辞書を引かずとも電子辞書もありますし、またその例文等々はiPadを使ったり、iPhoneを使うほうがはるかに簡単にアクセスできます。ですから、できるだけ効率のいい学習をすべきだろうと考えています。</p> <p>それと同時に、iPadで調べたこと、また調べることには嘘がたくさんあり、中途半端な情報が限りなくある。活字になったもの、またウェブに流れてきているものの正しさの度合い、世の中には様々な情報があるということ、理科の時間を使ってでも、社会の時間を使ってでも、いろいろと実体験をさせることで子供の思考力を強くすることができると思います。それと同時に、疑ってものを見る目、クリティカルシンキングのトレーニングになると考えています。</p> <p>ということで、私は横浜市の小中学校でiPad、iPhoneを解禁するというのを研究する時期が来ているのではないかと考えております。意見であります。</p>
岡田教育長	ほかにはいかがでしょうか。はい、どうぞ。
大場委員	今、宮内委員が言われた、私はその手前のレベルの話なのですが、タブレットの操作について、子供たちによる情報の格差という問題について、今、幼稚園あたりでも結構タブレットを使っているケースがあるのですけれども、みんな一定程度、3年生になった場合は、タブレット操作はそれなりに体験しているのがベースになっているという理解でいいのでしょうか。
池田首席指導主事	学校によって多少違いはあろうかと思いますが。例えば今、生活科でも随分と子供たちが持って、まち探検に出かけて、今まで絵に描いていたものを今度は自分で画像に撮って、また町の人にそのままインタビューをしてというような形で、かなり低学年のときから広く使われていると聞いております。
大場委員	それは学校での生活だけでなく、プライベートの実生活の上でもタブレットについてはほぼ全ての子供たちが操作環境を心得ている状況にあるという理解でいいのですか。
池田首席指導主事	そこまではまだ行ってないかなと思います。
岡田教育長	ほかにはいかがでしょうか。はい、どうぞ。
中村委員	<p>学校に協力してくださる方がたくさんいらっしゃる中で、本当に無償で皆さんが協力して下さっているのですが、こういう形でまとめられるということは、多分杉崎さんもすごく喜ばれたと思います。また、先ほどもお話にあったように、保護者の方にもすごく啓蒙的な意味合いがあったのではないかと思います。</p> <p>質問なのですが、このデジタルブックというのは、校内では共有できるのですよね。校外には別に出してはいないということなのですか。</p>

池田首席指導主事	このようにブックレットも200部ほど作っておりまして、その中に1枚これがあるのですが、ここにQRコードがございます。これはiPhoneとiPad専用なのですが、ここからダウンロードできますよというようなことも学校のほうではブックレットと一緒に出してあります。
中村委員	ありがとうございます。先ほど宮内委員からお話がありましたように、なかなか情報公開ということも難しい部分はあると思うのですが、リスクを伴うこともあるかもしれませんが、できましたらいろいろな場面で共有できたらいいと思いますので、いい試みだと思いました。 もう一点いいでしょうか。
岡田教育長	はい、どうぞ。
中村委員	今、例えば学習が苦手な子への支援ということも含めて、ICT機器の活用ということは避けて通れない時代だと思います。各学校に10台プラス1台というお話がございましたが、やはり委員会として購入して与えていくということがベストだとは思いますが、今いろいろな企業から貸与という形で受けることができるかと伺っています。北部の方に聞く話かどうかわからないのですが、横浜市としてはどのように普及に向けて取り組んでいかれるのか、お聞きしたいと思います。
岡田教育長	では、いいですか。
横山指導企画課小中一貫校推進・情報教育担当課長	指導企画課担当課長をしております横山と申します。よろしくお願いいたします。 iPad等の整備につきましては、現在各校には、先ほど北部の首席から報告がありましたとおり、今一番スタンダードになっているのは、1校当たり指導用1台と生徒用10台という形になっております。今年度から一部先行校については40台でどういう学習活動ができるかということで、試験的に18校に40台の先行導入というような試験も行っております。 また、年度末にかけて、少し遅くなりましたけれども、今年度予算を使いまして、さらなる拡充ということで、今各校のほうで調達していただいているという状況でございます。引き続き増やしていきまして、まずは各校1クラス1人1台持てる体制、40台までを早期に実施したいと考えております。 ソフトウェア等につきましては企業のほうからも無償での御協力等をいただいているところですが、機材に関しましてはなかなか数が多くなってまいりますので、貸与という形では今のところ申し出の機会がないものですから、機材に関しては私どもが調達するという形になっております。
中村委員	ありがとうございます。
岡田教育長	ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。 今、デジタルブックを使いながらの授業が始まっておりますので、また機会がありましたら紹介させていただきます。 それでは、次に議事日程に従いまして、審議案件に移ります。 まず、会議の非公開について、お諮りいたします。教委第78号議案「学校運営協議会の委員の任命について」、教委第95号議案「学校運営協議会の委員の任命

について」、教委第96号議案「教育委員会事務局職員等の人事について」、教委第97号議案「教職員の人事について」は、人事案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

それでは、教委第78号議案と教委第95号議案から教委第97号議案は、非公開といたします。

議事日程に従いまして、教委第87号議案「『横浜市立学校 教職員の働き方改革プラン』について」、所管課から説明いたします。

小椋教育政策
推進等担当部
長

教育政策推進等担当部長の小椋でございます。よろしくお願いいたします。

教委第87号議案「『横浜市立学校 教職員の働き方改革プラン』について」、議案書の裏面をお開きください。提案理由ですが、学校の勤務環境を改善し、働き方改革を進め、学校を魅力的で安定的かつ持続可能な環境に変えていくために、達成目標を明確にし、5年程度を見据えて、具体的な取組及び工程表を示した「横浜市立学校 教職員の働き方改革プラン」を別添案のとおり作成したいということで、提案させていただきます。

詳しくは教育政策推進課担当課長より説明申し上げます。

島谷教育政策
推進課担当課
長

教育政策推進課担当課長の島谷です。よろしくお願いいたします。

お手元には「働き方改革プラン（案）」本体のほか、A3判のプランの概要をまとめた資料をお配りしております。本体のほうは内容が多いため、概要版にて説明させていただきたいと思いますが、ぜひ本体もおめくりいただきながら、内容のほうを御確認いただければ幸いです。

まず、策定に当たっての背景・経緯でございます。本市では、平成25年度の「教職員の業務実態に関する調査」を契機に、業務改善支援や専門スタッフ等の人員配置の充実など、前例にとらわれず様々な取組を進めていますが、長時間労働の抜本的な改善までには至っていないという現状でございます。この現状を踏まえ、学校の勤務環境を着実に改善し、働き方改革を進め、学校を魅力的で安定的かつ持続可能な環境に変えていくために、「横浜市立学校 働き方改革プラン」を策定したいと考えております。

今回のプランは、達成目標を明確にし、向こう5年程度を見据えて具体的な取組及び工程表を示しております。本プランの内容は、来年度策定予定の「第3期横浜市教育振興基本計画」にも位置付けていきたいと考えております。

なお、本プランの策定に当たりまして、教職員へのヒアリングや各区の校長会議など学校現場との意見交換はもちろんですが、そのほかにも市PTA連絡協議会、区や児童相談所、警察など幅広い学校関係者への説明や意見交換を重ねてまいりました。また、学校の働き方改革を推進している有識者からの助言も踏まえまして、教育委員の皆様にも複数回御議論をいただきながら策定作業を進めてまいりました。

では、次にプラン本体の概要説明に入ります。全体を4章立てで構成しております。初めに、1「働き方改革を進める理由」です。4点挙げております。

まず、(1)「看過できない教職員の業務実態」についてです。平成25年度の「教職員の業務実態に関する調査」の結果、児童生徒の成長にやりがいを感じつつも約9割の教職員が多忙と感じ、勤務時間内に授業準備にかかる時間が十分に取れないなどの実態が明らかになりました。また、平成29年4月に国が発表しま

した「教員勤務実態調査」によれば、小学校約34%、中学校約58%の教員が週60時間以上の勤務である実態が明らかになっております。週60時間の勤務は、月80時間の時間外勤務に相当するものであり、これは厚生労働省が定める過労による労災補償認定における労働時間の1つの目安とされております。

次に、(2)「多様化・複雑化する学校現場」についてです。時代や社会の変化とともに、教育内容や学校の機能・役割は拡大を続けてきました。例えば、より個に応じた教育への転換を目指したこれまでの教育課程の変更への対応、それに伴う学習評価の変更、そしてここ数年だけでも、いじめ防止、アレルギー、学校安全対策など、新たな対応が求められています。また、少子化の中にあっても、福祉的課題を抱える子供や特別な支援が必要な子供、日本語指導が必要な子供など、特別な教育的ニーズがある子供が増えており、それぞれの子供の状況に応じた個別対応をしています。

次に、(3)「必要性高まる教職員の学びの時間」についてです。社会の多様化・複雑化などの背景や新学習指導要領の着実な実施に向け、これまで以上に、教職員自身が自ら学び、幅広い経験・研鑽を積み、実社会に触れることが必要ですが、実態として長時間労働により教職員の学びの時間が十分に確保できていない状況です。

最後に、理由の4つ目、「育児や介護等を抱える教職員の増加」についてです。現在、10年以下の経験年数である若い教員が約5割という状況にある中、今後、これらの層が学校の中核を担うミドル層に移行していくと同時に、出産・子育て世代となり、また介護に携わる教職員の増加も予想されます。豊かな経験を積み重ねてきたミドル層の教職員が、子育てや介護等に携わりながらも、それまでの経験を存分に発揮できる環境整備が必要です。

このような理由を背景といたしまして、右ページの2「達成目標」のとおり、次年度、平成30年度からの具体的な目標値としまして、時間外勤務月80時間超の教職員割合0%、19時までに退勤する教職員の割合70%以上、健康リスク・負担感指数を全国平均未満へ、そして最後に年休取得日数全員10日以上の4つを掲げております。

次に、3「重点戦略」についてです。2で掲げました目標達成に向けて、4つの戦略と40の取組に基づき、勤務環境の改善、働き方改革を計画的に推進してまいります。

まず、戦略1「学校の業務改善支援」では、教材の共有などの教育活動支援機能とスケジュール管理等の業務改善支援機能を併せ持つ総合学校支援システムの構築やeラーニングの実施など、ICT等を活用した業務改善支援により、事務作業の効率化や業務の絶対量の削減につなげてまいります。また、働きやすい物的環境の整備や教職員版フレックスタイムの試行実施など、家庭と仕事の両立支援に向けた検討も進めてまいります。

戦略2「学校業務の適正化、精査・精選」では、勤務時間外の留守番電話の設定や部活動休養日の設定、既に実施しております夏季休業期間における学校閉庁日に加えまして、冬季休業期間の学校閉庁日の新たな実施などを通じて、学校業務の適正化を図るとともに、学校や教職員の担うべき業務の精査・精選、一部アウトソースに向けた検討も具体的に進めてまいります。

そして、戦略3「チーム体制の構築と人員配置の工夫・充実」では、チームで対応を行うことによる組織力の強化や、職員室業務アシスタントをはじめとする教員以外の専門スタッフ等の人員配置の充実による役割分担の明確化や、教職員1人当たりの担う業務量の削減を進めてまいります。

そして、最後の戦略4「教職員の人材育成・意識改革」では、長時間労働の実

態について、事務局はもちろんですが、教職員自身もしっかりと認識できるよう、ICカードによる退勤管理を導入し、勤務時間を意識した働き方への転換を進めてまいります。また、教職員の意識啓発に向けたイベント等の開催や、研修の開発・推進を進めてまいります。

最後に、4「教職員の働き方改革の着実な推進に向けて」ですが、本プランの推進に当たりましては、学校と教育委員会事務局が両輪となりまして、家庭や地域と課題解決の重要性や目指すべき理念をしっかりと共有しながら、各取組を着実に実施していきます。また、働き方改革を進めていく上では、国の制度の在り方も大きく影響するため、今後も継続的に現場の実態を国に対してしっかりと発信し、教職員の定数改善等に向けた働きかけを積極的に行います。

プランの概要の説明は以上になります。どうぞよろしくお願いたします。

岡田教育長

説明が終了いたしました。御質問等がございましたらお願いたします。はい、どうぞ。

中村委員

ありがとうございました。本当に教職員の方々の心も体も守るという意味で、喫緊の課題だと思います。今の御説明にあったように、学校閉庁日やいろいろなシステムの構築であったり、職員室業務アシスタントであったりと、学校や個人の努力ではなく、委員会としてこのようにやっていきますよという、委員会ではできないことを進めていくということがとても大事なことで、そういう意味で評価したいと思います。

先日ニュースで、ある民間企業が、育児関係で早く帰る人がその後の仕事をほかの人に任せることがとてもつらいというような現状がある中で、残って早く帰られた方の分まで仕事を担当する方々に賃金を出すというようなことをやりました。学校現場では、残業手当もないという中で、そういうことはなかなか難しいとは思っているので、せめて自分が帰った後で皆さんに負担がかかるのではないかと、あるいはその方の分まで仕事が増えてというようなことを解決するために、人の配置というのをぜひお願したいと思います。それがないと、やはり頑張ってしまう、病んでいく人というのはなかなか少なくなるのではないかと思います。

それから、学校業務の精査・精選ということがありますが、これは地域と保護者の方の御理解がないとなかなかやっていけないことだと思います。学校としてこういうことを進めていきますということをぜひ皆さんにアピールして、御理解を得るような働きかけをしていただきたいと思います。

それから、前にアンケートで拝見したときに、こんなに働いているのだけれども、また仕事を選ぶとしたら教員になりたいとか、あるいはこんなに働いていても教員の仕事は楽しいと答える方が多いというようなことを見たことがあります。やはりそれだけ子供たちと接して育成していく仕事というのは教師としての使命感と同時に、やりがいや喜びを感じているのだと思います。子供たちを第一に考えるというような先生方のことを考えると、一番最初に「先生のHappyが子どもの笑顔をつくる」とあるのですが、子供の笑顔が先に来るのではないかと思います。気がするのですけれども、「先生のHappyが」と前に来た経緯はどういう経緯だったのでしょうか。最後は質問です。

小椋教育政策
推進等担当部
長

今の「先生のHappyが」の部分ですが、先生がおっしゃるとおり、子供の教育に携わっている者にとっては子供が先に来るというのは理解しております。この改革は教職員ばかりでなく、教育行政であったり、保護者、地域の方々と社会全体

でその理念を進めていかなければならない改革であると思っております。子供は大人の鏡であると言われるように、子供の前に立つ1人の大人として、どんな姿であるかをいま一度問い直す必要があるということも考えています。大人が究極の当事者意識を持って改革を進めていくということが重要であると考えています。この改革を進めることによって、まず変わるのが先生方の働き方であるということも言えると思うのです。

ですから、中村委員がおっしゃるような、大切な教育の視点を中心に置きながら、子供ということを中心に置きながら、子供たちの前に立つ大人として、あるいは当事者として、あるいは改革の主体である先生をまず前面に出して行ってこの改革を進め、子供たちのたくさんの笑顔を作っていきたいという思いでこのようなサブタイトルにさせていただいております。

岡田教育長

ほかにはいかがでしょうか。はい。

大場委員

去年、この改革プランを作り始めるスタートがいつだったか、今思い出しながらピタッとあの時期だったということが思い浮かばないのですが、本当に長い間いろいろな取組を、それぞれヒアリングやアンケート調査や、あるいは専門家の御意見を聞きながらということでもここまでやっていただいたことにまず敬意を表したいと思います。一応念のため後でスタートがいつだったか、もう一回頭を整理したいので、教えていただきたいと思います。

それから、中村委員が言われたとおり、このプランを推進していくのに大事なものは、やはり保護者の方と地域の方にしっかり理解してもらって、なおかつサポートしてもらうことだと思います。こういうプランができました、新年度から本格的にこのプランに基づいて全校取り組んでいきますということのアナウンスを保護者や地域の皆さんにもお伝えする必要があると思います。それはいろいろ御準備をされていると思いますが、それをもう一つ追加で質問させていただきます。

あと、途中で私の耳に聞こえてきたのが、こういうプランが動き出すことについて、何がどこまでどう浸透できたのかということには余り負担がないような形での進行管理をしていかなければいけないのは当然ですが、やはりそれについての負担感を幾分感じる校長先生たちの声があるということです。ぜひそこは負担感ということではなくて、むしろ自分の学校でのマネジメント力を生かす意味で、この改革プランをうまく武器として使うという、少し転換した発想を持っていただくことができないか、そのためにも余りいついつまで何がどこまで動きましたかという調査がきめ細かくなってしまうと、またこれがまさに負担感になってしまうということが気になりました。感想プラス若干の質問をさせていただきます。

岡田教育長

はい、お願いします。

島谷教育政策
推進課担当課
長

ありがとうございます。

本プランの中身の検討は年度当初から始めておりますが、実際に教育委員の皆様初めて御意見を伺ったのは7月です。それからヒアリングの状況ですとか、中身の検討状況ですとか、随時御報告させていただいて、御意見をいただいたという経緯でございます。

それから、保護者・地域に向けた周知の重要性についての御意見をいただきました。保護者の方々にはこれまでも市PTA連絡協議会の皆様方の御協力を得

て、これまで7回、説明・意見交換をさせていただく場を設けました。また、プラン策定後に保護者の皆様方には学校を通じまして、働き方改革の推進に向けての御理解のお願いということで、手紙を発出させていただきます。また、地域の方々には横浜市町内会連絡連合会ですとか、各区の連合町内会を通じまして、本プラン及びお手紙について、3月中旬に順次事務局のほうから直接説明に回る予定となっております。

それから、現場に負担感のないような進捗管理をとという点でございますが、昨日の常任委員会でも進捗管理の重要性については非常にたくさんの御意見をいただきました。進捗管理を進めていくに当たって、とにかく現場の声をよく聞いてほしいという意見をたくさんいただきました。やっていくことはとても重要で、やるべき話なのだけれども、やはりうまくいかないところ、課題として見えてくるところについてはしっかり軌道修正できるように、事務局が現場と一緒にやってしっかり進捗管理をやっているようにするべきだという御意見を聞いておりますので、そのあたりは工夫しながら進捗管理の具体的な方法については検討していきたいと思っております。

岡田教育長

よろしいでしょうか。ほかにはいかがでしょうか。はい、どうぞ。

宮内委員

働き方改革プラン（案）の最初のページをめくると、「はじめに」という言葉が書いてあります。横浜市は今までも業務改善支援、専門スタッフなどの人員配置の充実、教職員の負担軽減ハンドブックの発行等、いろいろと工夫をしてきたという事実があるし、私も幾つか確認しています。しかるに、解決せず、まだまだ負担感が残っていることが問題であり、先ほどの説明にあった時間外勤務月80時間超の教職員割合を0%にするなどの具体的な達成目標を掲げて、今回プランを完成しようという姿勢は正しいと考えています。姿勢は正しい、今までも一生懸命やってきた、それであとはどうすればいいかという2つあり、精神論と機能論・組織論の2つに分かれます。

日本の初等・中等教育の水準が世界に誇るものであった理由の1つは、日本の先生たちの子供たちに対する取組姿勢が良かったこと。先ほどの子供のためだったら苦にならないという意見をおっしゃる方と私自身も随分接触してまいりました。これは素晴らしいことですが、子供のためなら苦にならないということで時間管理にルーズになり、またそれによって早く帰りたい人まで巻き込んでしまい、残っていることが美しいことであるとゆがんで捉えるような、そういう風土を作ってきてしまったという面もあるかと考えています。なぜそうなったかというと、教師には残業代を払わないという今の給与制度です。残業代を払わなければ、校長も時間管理が緩くなるということだと思います。

ですから、1つの考え方は、残業代を払うというような制度設計を横浜市が提言していくという手もあるかもしれません。またそれよりもマネジメント力向上によって、生産性向上ということに軸を置くやり方もあるかもしれません。精神論一辺倒でいくやり方に対する反省というのを、このプランを契機に現場で議論して、また行政のほうも議論すべきだと考えています。

もう一つの機能・組織面ですが、横浜市のいろいろな施策が不十分だった理由は、人の手配等々が不十分だったからだと思います。サポート機能がきちんとしていなければ、幾ら掛け声だけが大きくても、具体的目標は達成できず、また達成したという形を作るためにうその報告をする人も出てくる可能性もあります。ということで、サポート体制を作るためには、我々教育委員会の声ももっと大きくし、また市民に理解していただくという努力が必要なのではないかと思いま

す。

いずれにしても、非常に重要なテーマに我々は取り組むわけですので、何としてもこの目標を達成するために、精神面、また施策面・機能面でいろいろと知恵を絞っていただきたいと考えております。

以上でございます。

岡田教育長

ほかにはいかがでしょうか。はい、どうぞ。

長島委員

これは本当に働き方改革という名の下に、大人同士が教育委員会と学校の職員、現場と、地域や保護者を巻き込んだものの表れだと思っています。今回、事務局のほうで丁寧に聞き取りをしたり、地域の方々やPTAに協力を求めて何回も話し合いを重ねて説明に行ったという姿勢も、今後これがきちんと活用されていくであろう基礎になったのではないかと考えています。

それで、中村委員がおっしゃった、子供の前という御意見なのですが、横浜市PTA連絡協議会のほうではずっと「おとなも育とう、こどもと共に」という言葉を掲げて、ずっとそれはぶれない形で何年も続けてやっているといます。大人が上から子供たちを導いていくだけでなく、子供の姿を見て大人も育つという、逆に子供から得るものがあるのだという真摯な形、姿勢を持つことで、社会の中で全体として教育というものがいい方向に進んでいくことなのだというところを、実は卒業式や卒業証書授与式で式辞を述べさせていただくたびに、体育館の中で職員と子供と保護者と地域が一体になっている姿を見て、改めてここが縮図になって教育環境が良くなっていくのではないかと期待を込めています。逆に事務局のほうも働き方改革をしなければいけないほど、本当にこれに熱意をかけていたと思いますので、社会全体でこれを成功させていこうという気持ちでやっていただきたいですし、やっていこうと思いました。

岡田教育長

はい、どうぞ。

間野委員

7月から7回にわたって一緒にやってきて、こういうものが具体的になって、大変うれしく思います。多分現場の中には、これを公表しても半信半疑の人たちは相当数いるのではないかと思います。時代だから教育委員会が形だけ作っているのではないか、ポーズではないかと誤解する人もまだまだたくさんいると思います。今回僕らは本気でやっているわけですから、必ず実行する、やり抜くということ、その体制も作らなければいけません。ただがむしゃらにやってもしょうがないので、戦略を考えること、それから明るく、楽しく普及させていくということです。ムーブメントとか、キャンペーン、あるいは表彰制度をやったり、シンポジウムをやったりしながら、我々は形だけでなく本気で、教師が良くなることは学校が良くなる最善の道だということも分かっているわけですから、一気にスタートダッシュするということが、スピードといったものが大事だと思います。それを我々も本当に一緒になってやっていこうと思いますので、なるべく早く現場が気づいて喜んで、一緒になって本気になれるような体制づくりをしていけるように、教育委員会事務局の中でも、計画は作って終わりではなくて、もちろんこれは実行してなんぼの問題ですから、実施体制も4月以降、ぜひ充実してほしいと思います。以上です。

岡田教育長

ほかにはいかがでしょうか。はい、どうぞ。

宮内委員

学校が福祉の受け皿を担っているというようなことを大場さんが以前おっしゃったことがありますが、福祉のプラットフォーム化としての学校の体制を強化する、また教師の業務内容の改善、軽減に結び付けるには、やはり人、体制を充実させるしかないと思います。それにはお金がかかります。予算化するということを、幾らかかるのかを真剣に考えていく必要があります。市の政策としていじめ防止とか、学校教育の充実というのは非常に優先順位が高くてしかるべきものだと思います。したがって、市議会の方々に対する理解をいただくための活動もぜひ本格的にやっていくべきだろうと思いますし、メディアの方たちの支援を得るべきだと考えております。

岡田教育長

はい、どうぞ。

中村委員

学校の中は、今までも人がいない中で育児や介護、いろいろな病気を抱える人に対してお互いにカバーしながらやってきたという文化があります。ですから、働き方改革を進めるということはとても大事ではあるのですが、働き方改革だからということではなく、精神論はいけないという話はあったのですけれども、やはりお互いのいろいろな部分をカバーし合いながらやるという文化は大事にしていきたいと思うことが1点です。

それから、ページが2つ打ってあるのですが、25、29というところの「市全体の研究活動のあり方検討」について、今まで委員会の研修ですとか、あるいは教員が自主的に行っている研究が横浜市は非常に盛んで、本当に全国的に見て誇れる成果を表しているわけです。ですから、この働き方改革は先生方の、教職員の方々の心や体を守るということは大前提なのですが、それと同時にやはり本来教職員としてやるべき、しっかり子供と向き合ったり、教材研究会をしたり、研究活動にいそしんだりという部分を充実させていかなければ、単に働き方改革と言っても、なかなか理解を得るのは難しいと思います。ですから、先ほど働き方改革という枠の中に余り小さく収めないようにというようなお話もあったのですが、働き方改革だから研究活動を縮減しようというような、そういう動きに結びつかないことを願っています。ぜひこれまで積み重ねてきた研修とか、研究というものは、運営の仕方の効率化はできるかもしれないのですが、研究そのものは大事にして、結局この表題にあるように、子供の笑顔につながるようにしていきたいということは非常に思っています。

以上です。

岡田教育長

ほかにはいかがでしょうか。

それでは、今までできることをできるところから実行してきたわけですが、それがここに来てなかなか加速できない、あるいは現場の努力だけではできないということが明らかになってきた面もありまして、少し体系的に整理し、そして目標に向かって実施していくことで、そこのサポートといいますか、人や体制を充実させる、お金がかかることにも挑戦していこうということでやっていくために、教職員の働き方改革プランを整理させていただきました。ぜひ御承認いただいて、これが実現できるように取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

ほかに御意見がなければ、教委第87号議案になります働き方改革につきまして、原案のとおり御承認いただいでよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

それでは、原案のとおり承認させていただきます。

次に、教委第88号議案「横浜市教育委員会情報セキュリティ管理規程の一部改正について」、所管課から説明いたします。

山岸総務課長

総務課長の山岸でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、教委第88号議案「横浜市教育委員会情報セキュリティ管理規程の一部改正について」、説明させていただきます。

まず、資料の2ページを御覧ください。提案理由でございます。横浜市情報セキュリティ管理規程の一部改正に伴いまして、本市で統一した情報セキュリティ対策を進める必要があることから、横浜市教育委員会情報セキュリティ管理規程の一部を改正したいので提案するものでございます。

内容につきましては、別紙のA4、1枚の紙、右上に教育委員会資料と書かれております資料を御覧ください。

まず、「改正の趣旨」でございます。ただいまの提案理由と重なるところもございしますが、サイバーセキュリティに対する脅威等が高まっており、個人情報も多く取り扱う地方公共団体の責務として、情報セキュリティ対策をより一層進める必要があることから、市長部局におきまして管理規程の一部改正を行います。本市で統一した情報セキュリティ対策を進める必要があることから、教育委員会におきましても「横浜市教育委員会情報セキュリティ管理規程」を一部改正するものでございます。

「主な改正概要」といたしまして、4つ掲げております。

1つ目が「目的及び基本理念」でございます。アといたしまして、規程の第1条に規程の目的として、情報資産は、認められた者だけがアクセスできる機密性、情報が破壊・改ざん等されていない完全性、必要なときにアクセスできる可用性を備えた状態を維持することを定義いたします。イといたしまして、改正前の規程では、「基本理念」を第3条に規定しておりましたが、第1条にまとめて記載いたします。

2つ目でございます。「新たな脅威への対応」といたしまして、4つ挙げております。1つ目が、第3条に不正アクセス、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反及び自然災害等の情報資産に対する脅威を想定いたしまして、情報セキュリティ対策を実施することを規定いたします。2つ目に、第5条に職員が遵守する法令に平成26年に制定された「サイバーセキュリティ基本法」を追加いたします。3つ目に、第11条に情報資産を取り扱う場面や職員、利用範囲を必要最小限とする旨を規定いたします。また、同じく第11条に、インターネットの利用に伴うリスクに対する対策を推進するため、インターネット接続に関する技術的なセキュリティ対策を行うことを規定いたします。

3つ目でございます。「情報資産管理者の設置及び責務」で、2つ挙げております。第6条にハードウェア、ソフトウェア及びデータ等、情報資産の分類ごとに情報資産管理者を新たに位置付けます。第9条、10条に情報資産管理者の責務といたしまして、情報セキュリティ担当者と連携し、情報資産の適正な維持管理の実施や情報資産を利用する職員に対しての指導及び監督を行うことを規定いたします。

4つ目といたしまして、「例外措置の許可」でございます。合理的理由がある場合には許可を得て例外措置を取ることができる旨を規定いたします。これは通常、私用の端末などは想定しておりませんが、災害時の参集システムなどは私用

の端末も使ってやっておりますので、そういった場合には例外的に措置の許可をするといったことを想定しているものでございます。

また、資料の7ページから14ページに新旧対照表を付けておりますので、併せて御覧いただければと思います。

施行日は、御議決をいただきましたら、3月23日金曜日を予定しております。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

岡田教育長 所管課からの説明が終了いたしました。御質問等がございましたらお願ひいたします。

宮内委員 ルールの改正については当然のことであり、賛成です。去年も日本政府は400万件以上のサイバー攻撃を受けていると聞いていますが、サイバー攻撃は必ずあります。完璧なセキュリティはあり得ません。原子力発電所が完全に安全ではないのと同じように、サイバーセキュリティシステムはどんなものを作ってもたちごっこで破られるという前提で、こういった管理をしていただきたいと思ひます。

お願ひは、訓練を定期的にするということです。教育委員会としてやるのか、市としてやるのか不明ですが、わざとウイルスなりで誰かにアタックさせるわけですね。それで、防備できていないところがそれによって分かるというようなことはよくやることです。もう一つは、職員の中にも不正をする人がいるという前提でぜひセキュリティ対策を練っていただきたいと思ひます。完璧なことは期待できませんが、少しでも完璧にしようという管理者のマインドが非常に重要になってくると思ひますので、お願ひいたします。

山岸総務課長 ありがとうございます。

今、訓練というお話もございましたが、その訓練の1つといたしまして、不審なメールを送って、それに対してアクセスしてしまうかどうかという訓練なども市として行っているケースもございます。

岡田教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ほかに御意見等がなければ、教委第88号議案については、原案のとおり承認いただいてよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

岡田教育長 それでは、原案のとおり承認させていただきます。

次に、教委第89号議案「横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について」、所管課から説明いたします。

久米職員課長 職員課長の久米です。よろしくお願ひいたします。

では、教委第89号議案「横浜市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について」、お願ひいたします。

まず、2ページを御覧ください。提案理由です。平成30年度の組織機構改革等に伴い、教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正したいので提案するものです。

では、別添を付けております。そちらのほうに今回の組織機構改革等を列挙させていただきますので、御覧ください。まず、こちらの事務分掌規則です

が、組織と各部署の分担を定めたものでございます。

改正のポイントとなる背景ですが、1点目が「人権健康教育部の設置」です。こちらはいじめ問題や学校事故対応、学校給食やハマ弁等、児童生徒の安心・安全に係る取組を着実に進めるために新設するものでございます。

2点目、「視聴覚センターの廃止」です。視聴覚センターは、学校及び社会教育団体の視聴覚教育を支援するため設置されているものですが、パソコンの普及やIT技術の発達により、16ミリフィルムやビデオなどの視聴覚資料の需要が減少しているために廃止するものです。ただし、中央図書館のスペースを使って、貸出自体は継続する予定でございます。

3点目、「その他」です。横浜市教職員健康審査会が市全体の確認の中で、附属機関として整理されることになりましたので、規定を追加しております。2点目です。各区役所のこども家庭支援課に配置しております学校支援・連携担当嘱託員の名称を、学校連携・こども担当嘱託員へ変更するものでございます。

新旧対照表につきましては、7ページ以降に添付しております。下線を引いている箇所が変更点ということになりますので、御覧いただければと思います。9ページの右側の6号というところで、指導企画課の事務分掌で「横浜市視聴覚センターに関すること」と今までありましたが、「視聴覚教材機材の貸出等に関すること」ということで、こちらの業務については図書館のほうでは貸出を継続するということになるのですけれども、業務の安定化ですとか、新しく軌道に乗せていくという観点で、引き続き指導企画課のほうで来年度は所管する予定になっております。そのほかについては先ほど説明した内容が反映されているという状況でございます。

3ページからは今回の改正文を案として載せております。5ページの6行目になりますが、施行期日は平成30年4月1日を予定しております。

説明は以上です。

岡田教育長

説明が終了いたしました。御質問・御意見がございましたらお願いいたします。機構改革に伴うものですので、よろしいでしょうか。

それでは、特に御質問がなければ、教委第89号議案については、原案のとおり承認いただいてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

それでは、原案のとおり承認させていただきます。

次に、教委第90号議案「横浜市立子安小学校プールの管理運営に関する規則の制定について」、続いて教委第91号議案「横浜市教育委員会公印規則の一部改正について」は、内容が関連する案件でありますため、所管課からまとめて説明いたします。

奥田国際教育等担当部長

国際教育等担当部長の奥田でございます。よろしくお願いたします。

それでは、初めに教委第90号議案の資料を御覧ください。「横浜市立子安小学校プールの管理運営に関する規則の制定について」でございます。

2ページを御覧ください。提案理由でございます。横浜市立子安小学校プール使用料条例の施行に関し必要な事項及び横浜市立子安小学校プールの管理運営に関する事項を定めるため、横浜市立子安小学校プールの管理運営に関する規則を制定したいので提案するものでございます。

規則の内容につきましては、別紙A4の1枚物のほうにまとめておりますの

で、御覧ください。「横浜市立子安小学校プールの管理運営に関する規則の制定について」でございますが、「制定理由」は先ほど申し上げました提案内容と同趣旨でございます。

2番の「意見公募について」でございます。規則等の制定に関しまして、意見公募を実施いたしました。意見提出期間は平成30年2月1日から平成30年3月2日までといたしております。提出意見数は16件ございました。1団体から10件、個人2名から6件でございます。

御意見への対応状況でございますが、ア「御意見を踏まえ、規則に反映するもの」、イ「御意見の趣旨が既に含まれているもの」、この2つにつきましてはございませんでした。

ウ「今後の検討の参考とさせていただくもの」につきましては2件ございます。使用料の減免に関しまして、年金生活者の全額減免、小学生の全日全額減免という御意見がございましたが、減免の範囲が広がることから、今後の参考として検討させていただきたいと考えております。

「その他」でございます。規則の規定とは直接関係がございませんが、子安小学校プールの運営に関連するものの御意見が合計10件ございました。そのうち、実際に利用当初から対応を現在予定しているものが6件ございます。自動販売機の設置、あるいはコースレーンの設置等ございました。(イ)の対応を検討するものとしたしまして、2件ございました。こちらにつきましては、現時点では、当初案では対応を予定しておりませんが、今後対応ができるかどうか、検討していきたいと考えております。脱水機の設置等についての御意見でございます。また、(ウ)の対応が困難なものとしたしまして、飲食できるコーナー等の設置の御要望がございましたが、既に施設内にそういった部分を設置することは困難なため、こちらにつきましては対応が困難であると判断しております。その他、(エ)としたしまして、子安小学校プールではなく、入江町公園プールに関する御意見が4件ございました。

これらの御意見につきましては、今後対応の内容について整理した上で、(4)にございます平成30年3月30日に公示を予定しております。

次に、3の「主な制定内容」でございますが、(1)市民利用に係るプールの管理運営は、学校長ではなく教育長が行う旨を第3条に規定しております。

(2)開場日は6月1日から9月30日までの間の土日祝日、子安小学校の夏季休業日及び振替後の休業日の範囲内で定める旨を第4条に規定しております。

裏面を御覧ください。(3)使用料でございますが、(4)の下にございます別表を御覧ください。大人1人1時間までにつき100円、子供1人1時間までにつき60円ということで規定しております。

(4)未就学児、小学生が土曜日に利用する場合は無料とするなどの減免規定を第7条に6項目規定しております。

これらの規則の施行予定日でございますが、条例の施行期日と同日としたいと考えております。

今後のスケジュールでございますが、本日教育委員会で規則の制定について御審議いただいた後、議決いただければ3月30日に規則の公布、意見公募結果の公示を行い、現在5月末に子安小学校プールが竣工予定でございますので、その後実際の利用開始前の準備を整えた上で、6月中旬に小学校プールの利用開始と同時に、条例・規則の施行を実施したいと考えております。

それでは、次に教委第91号議案を御覧ください。横浜市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を定めたいので、提案するものです。

2ページを御覧ください。提案理由でございます。刷込専用教育委員会教育長

印を新調する等のため、横浜市教育委員会公印規則の一部を改正したいので提案するものでございます。この刷込専用教育委員会教育長印でございますが、先ほど説明申し上げました子安小学校のプール利用に際しましては、利用者の皆様方に使用券をお渡しする予定でございます。その使用券にそれぞれ横浜市教育委員会教育長印という形で公印を刷り込むために新たな印を新調したいので、規則を改正するものでございます。

3ページを御覧ください。今回の刷込専用教育委員会教育長印の追加に併せまして、第10条に印影等の公示の規定がございましたが、横浜市の公印規則と文言を統一するために、「廃止した」という文言を「廃止する」に改めることを御提案しております。

説明は以上でございます。

岡田教育長

所管課からの説明が終了いたしました。御質問等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

特に御意見等がなければ、それぞれの議案について採決したいと思います。まず、教委第90号議案については、原案のとおり承認いただいてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

それでは、原案のとおり承認させていただきます。

次に、教委第91号議案について、原案のとおり承認いただいてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

それでは、原案のとおり承認させていただきます。

次に、教委第92号議案「横浜市教育文化センター条例施行規則の一部改正について」、教委第93号議案「視聴覚教材機材の貸出に関する規則の一部改正について」は、内容が関連する案件であるため、所管課からまとめて説明いたします。

直井指導部長

指導部長の直井でございます。

それでは、第92号議案、第93号議案を続けまして指導企画課担当課長より説明させていただきます。

横山指導企画課小中一貫校推進・情報教育担当課長

指導企画課担当課長の横山でございます。議案について説明申し上げます。

まず、教委第92号議案の資料を御覧ください。横浜市教育文化センター条例施行規則の一部改正について、横浜市教育文化センター条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定めるということで、裏面を御覧ください。横浜市視聴覚センターの廃止に伴い、横浜市教育文化センター条例施行規則の一部を改正したいので提案するというのが提案理由となっております。

恐れ入ります。資料は飛びますが、教委第93号議案の資料を御覧ください。視聴覚教材機材の貸出に関する規則の一部改正について、視聴覚教材機材の貸出に関する規則の一部を改正する規則を次のように定めるということで、提案させていただきます。裏面を御覧ください。提案理由でございますが、横浜市視聴覚センターの廃止等に伴い、視聴覚教材機材の貸出に関する規則の一部を改正したいので提案するということで、提案申し上げます。

説明に供するために92号議案の後ろのほうに説明用のA4資料を付けておりますので、そちらを御覧いただきたく存じます。右肩に教育委員会資料3月16日指導企画課と記しております、こちらを御覧ください。説明申し上げます。

「横浜市教育文化センター条例施行規則」及び「視聴覚教材機材の貸出に関する規則」の一部改正についてということでございます。横浜市教育文化センター条例の一部改正が行われ、横浜市視聴覚センターが平成30年4月1日に廃止されることに伴い、「横浜市教育文化センター条例施行規則」及び「視聴覚教材機材の貸出に関する規則」の一部改正を行う必要があります。なお、視聴覚センターの教材・機材の貸出は、中央図書館に移転・継続いたします。

1番でございます。「横浜市教育文化センター条例施行規則の主な改正箇所」でございます。(1)教育文化センターの事業の中に、「横浜市視聴覚センター(1)視聴覚資料の収集に関すること。(2)視聴覚資料及び教材の貸出等に関すること。」と記述されていますが、当該部分を削除いたします。

(2)でございます。横浜市教育文化センターの所長として、条文上に「横浜市教育センターに所長、横浜市視聴覚センターに所長、教育総合相談センターに所長を置く。」とございますが、「横浜市視聴覚センターに所長」と記述されている部分を削除いたしまして、「横浜市教育センター及び教育総合相談センターに所長その他必要な職員を置く。」と改めさせていただきたいと思っております。

次に2番目です。「視聴覚教材機材の貸出に関する規則の主な改正箇所」でございます。横浜市視聴覚センターの廃止に伴い、申請書等に記載のあります「横浜市視聴覚センター」の文言を削除いたします。

2番目でございます。視聴覚センターの教材・機材の貸出業務を中央図書館に移転・継続することに伴いまして、貸出業務の取り扱い時間等を次のとおり変更いたします。日曜日、月曜日、土曜日、休日及び横浜中央図書館の休館日、以下休業日と称させていただきますが、以外の午前9時30分から午後5時までという形に変更させていただきたいと考えております。

なお、本件に関しましては、市民生活に影響があることから、平成30年2月14日から平成30年3月15日までの1カ月間、こちらについての規則の一部改正につきまして、意見公募を行いました。寄せられた意見はございませんでした。

整理している番号が同じ番号が続いておりますが、施行予定日は平成30年4月1日を予定させていただいております。

さらに、3番、今後のスケジュールでございますが、裏面の表を御覧ください。本日の臨時会において御審議いただいて、議決をいただきましたら平成30年3月30日に改正案の公示をし、4月1日から改正案の施行をしていきたいと考えております。

説明は以上となります。御審議よろしくお願いいたします。

岡田教育長

次の93号議案の説明も今の中でよろしいですね。

横山指導企画
課小中一貫校
推進・情報教
育担当課長

併せてさせていただきました。

岡田教育長

それでは、説明が終了いたしましたので、御質問等がございましたらお願いいたします。条例改正に伴うものなので、よろしいですか。

特に御意見等がなければ、それぞれの議案について採決したいと思います。まず、教委第92号議案については、原案のとおり承認いただいでよろしいですか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

それでは、原案のとおり承認させていただきます。
次に、教委第93号議案について、原案のとおり承認いただいでよろしいですか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

それでは、原案のとおり承認させていただきます。
次に、教委第94号議案「学校運営協議会の設置について」所管課から説明いたします。

直井指導部長

引き続きよろしくお願ひいたします。
第94号議案「学校運営協議会の設置について」、説明いたします。詳細につきましては、指導企画課長担当者のほうから説明させていただきます。

宮城指導企画課長

指導企画課長の宮城でございます。よろしくお願ひいたします。
潮田中学校ブロック等20校、11協議会の設置について、説明させていただきます。お手元の94号議案の表紙をおめぐりいただきまして、3ページを御覧ください。対象となります学校運営協議会は、そちらに示しました11協議会でございます。現在148校に設置されておりますが、前回2月に御審議いただきました12校と今回の20校を合わせて4月1日の時点で累計が180校、148協議会となる予定です。

ここでは20校につきまして、一覧にまとめました別紙の概要を基に、申請されている学校運営協議会の特徴的な部分を説明させていただきます。一つ一つの詳細の運営協議会につきましては、5ページ以降を御覧いただければと思います。それでは、概要を御覧ください。一覧になっております概要版でございます。

まず、20校11協議会のうち、小中一貫教育推進ブロックでの合同設置が5協議会、残り6協議会は単独での設置になります。そのうち、小学校単独での設置が4協議会、中学校単独設置は2協議会になります。

概要の2ページ、2番の稲荷台小学校は、単独設置の学校でございます。稲荷台小学校の小中一貫教育推進ブロックは、岩井原中学校、富士見台小学校、稲荷台小学校の3校でございます。岩井原中学校、富士見台小学校にもそれぞれ単独の学校運営協議会が設置され、今回の稲荷台小学校で小中一貫教育推進ブロック内の学校は全て学校運営協議会が設置されることとなります。

3番の旭中学校ブロックは、平成29年度より併設型小中学校としてスタートした学校でございます。小中一貫教育をさらに進めることを設置の狙いとしております。

4ページの9番の美しが丘中学校ブロックと11番の東山田中学校ブロックは、それぞれブロック内の中学校に既に単独の学校運営協議会がありまして、その学校運営協議会に小学校が乗り入れる形で、ブロックとして学校運営協議会を設置いたします。これによりまして、小中一貫教育や地域連携のさらなる推進が図られます。

続きまして、設置の狙いの特徴を説明いたします。まず、小中連携や小中一貫

教育のさらなる推進を第1の狙いに挙げておりますのが、3番の旭中学校ブロック、8番の新羽中学校ブロック、9番の美しが丘中学校ブロックでございます。

そして、地域連携のさらなる推進を狙いとした設置は、2番の稲荷台小学校、6番の並木第四小学校、11番の東山田中学校ブロックでございます。

児童生徒の自尊感情や自己有用感の向上を狙いに挙げておりますのは、1番の潮田中学校ブロック、3番の旭中学校ブロック、4番の汐見台中学校です。

多くの学校支援のボランティア等を組織化させ、効果的な支援が得られるようにすることを狙いとしたものが、5番の小田小学校、7番の舞岡小学校でございます。

次に、委員構成に特徴のある学校運営協議会についてですが、地域住民が多いのは、2番の稲荷台小学校、5番の小田小学校です。この2校は、これまでも深く学校教育に関わってきた方々を地域のバランスも考慮して選ばれております。

学識経験者に地域の高等学校の校長が加わっておりますのが、1番の潮田中学校ブロック、8番の新羽中学校ブロック、9番の美しが丘中学校ブロックです。高等学校の校長を加えてキャリア教育の視点や小中高等学校による地域連携を図り、各学校の教育活動をさらに充実させることや課題解決を進める意図がございます。

単独の設置をする6校の中で、2番の稲荷台小学校と6番の並木第四小学校は、小中一貫教育推進ブロックの校長が加わっておりませんが、両校ともに小中一貫教育の推進は別の組織や会合の下で既に実践されているとのことでした。

最後に、組織についての特徴です。学校運営協議会の組織は、地域にある様々な学校支援の団体と効果的な連携が図られるように考えられておりますが、その中で11番の東山田中学校ブロックは、これまでも東山田中学校で活動している地域学校共同本部、名称は「やまたろう本部」となっておりますが、この共同本部と学校運営協議会が今後ブロックの学校運営協議会となっても地域連携と小中一貫教育の推進の両輪として、さらにきめ細やかに活動できるように考えられております。

以上で20校11協議会の設置についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

岡田教育長

所管課からの説明が終了いたしました。御質問・御意見がございましたらお願いいたします。

大場委員

今説明いただいて気づいたのですが、9番の美しが丘中学校ブロックの協議会内組織には美しが丘小学校部会と東小学校部会と中学校部会と3つ部会を設置するというので、こういうスタイルは、今回提示いただいた中ではこの美しが丘中学校ブロックと、場合によったら8番の新羽中学校も協議会内組織は小学校、中学校、小中総務会なので、若干それに似ているのかもしれませんが、こういう美しが丘のように単独校ごとの部会も組織内に作るという事例は結構多いのですか。

石澤指導主事

指導企画課の石澤と申します。

合同で協議会を設けているところにつきましては、今、大場委員がおっしゃったように、各学校がやはり部会という形で活動する、あるいはそういった組織を設けるというケースは多いです。

大場委員	その場合は、例えば別に美しが丘だけにこだわることではないのですが、小学校の部会の委員も、中学校ブロックの20名の中から構成しているという理解でいいのですか。それとは全く別の委員を当てはめているということになるのですか。
石澤指導主事	合同の協議会、あるいはブロックで設置しているところにつきましては、それぞれの学校から委員が出ており、その合同の協議会の委員を構成しております。
大場委員	分かりました。
岡田教育長	ほかにはいかがでしょうか。はい、お願いします。
間野委員	これまで気づかなかったのかもしれないのですが、2番の稲荷台のように、既にあるところと新しいところがブロック化していくとか、1つずつ単体で作っていくと手間も多いので、なるべくブロックで、単体で作っていたところも新規のところと組み合わせてという動きが出てきているのが見え始めたので、ぜひ横浜が進める小中一貫教育はやはりブロック単位でどんどん作っていくように、乗り遅れているところは既にできているところがうまく主導権を持ちながらやっていくと加速できるのではないかと思います。これまで私の中でも小中単体で作っていくイメージが強かったのですが、ブロック化で横浜の小中一貫教育を進めていくのは、いい動きが出てきたなと感じました。感想です。
岡田教育長	ほかにはいかがでしょうか。 先ほどの大場委員の御質問に関連して、1番の潮田中学校ブロックが新しく全部小中合わせて新規の協議会設置となっているのですが、ここは内部に小学校の部会を置いていないのですけれども、中学校ブロック全体で小学校の学校運営についても議論していくという考え方でいいのでしょうか。
石澤指導主事	はい。そういった考え方と、それぞれの学校、小学校単位でももちろん学校運営協議会で協議された内容を再度協議するようつなぎの組織がございますので、そういったところで反映させられるというような形になっております。
岡田教育長	ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。 ほかには御意見等がなければ、教委第94号議案については、原案のとおり承認いただいてよろしいでしょうか。
各委員	<了 承>
岡田教育長	それでは、原案のとおり承認させていただきます。 以上で公開案件の審議が終了いたしました。事務局から、報告をお願いします。
山岸総務課長	事務局から、御報告申し上げます。 次回の教育委員会定例会は、4月6日金曜日の午前10時から開催する予定でございます。また、次回の教育委員会臨時会は、4月20日金曜日の午前10時から開催する予定でございます。 以上です。

岡田教育長

それでは、次回の教育委員会定例会は4月6日金曜日の午前10時から開会する予定です。また、次回の教育委員会臨時会は4月20日金曜日の午前10時から開催する予定です。別途、通知いたしますので御確認をお願いします。

次に、非公開案件の審議に移ります。傍聴の方は御退席をお願いいたします。また、関係部長以外の方も退席してください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

<非公開案件審議>

教委第78号議案「【継続審議】学校運営協議会の委員の任命について」
(原案のとおり承認)

教委第95号議案「学校運営協議会の委員の任命について」
(原案のとおり承認)

教委第96号議案「教育委員会事務局職員等の人事について」
(原案のとおり承認)

教委第97号議案「教職員の人事について」
(原案のとおり承認)

岡田教育長

本日の案件は以上です。これで、本日の教育委員会臨時会を閉会といたします。

[閉会時刻：午後16時48分]